

応用刑法 I 総論 訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

頁数	修正箇所（初刷）	修正後（2刷）
目次 4枚目	上から3行目～下から7行目 「第14講 原因において～ (中略) <u>Ⅲ 責任</u> 第17講 違法性の錯誤～」	→以下に修正（「Ⅲ 責任」の位置変更） 「 <u>Ⅲ 責任</u> 第14講 原因において～ (中略) 第17講 違法性の錯誤～」
p 10	図タイトル 「【介在事業が予見不可能な場合の相当性判断】」	以下に修正 「【介在事情が予見不可能な場合の相当性判断】」
p 35	上から4行目 「日高 <u>正</u> 博」	→以下に修正 「日高 <u>義</u> 博」
p 48	コラム上から6行目 「不真正 <u>身</u> 分犯」	→以下に修正 「不真正 <u>不</u> 作為犯」
p 49	コラム上から2行目 「不真正 <u>身</u> 分犯」	→以下に修正 「不真正 <u>不</u> 作為犯」
p 51	下から7行目 「投石している以上、Wの負傷について未必の故意」	→以下に修正 「投石している以上、 <u>特別の事情がない限り</u> 、Wの負傷について未必の故意」
p 209	【問題2】上から4～5行目 「アルミ製灰皿（直 <u>系</u> 19cm～）」	→以下に修正 「アルミ製灰皿（直 <u>径</u> 19cm～）」

p 217	上から 13 行目 「 <u>根拠</u> に <u>分断的</u> 評価を否定する」	→以下に修正 「 <u>根拠</u> に <u>一体的</u> 評価を否定する」
p 223	図 1 下部 「 <u>構成要件</u> モデル」	→以下に修正 「 <u>責任</u> モデル」
p 257	学習のポイント 2 の 2 行目～3 行目 「 <u>しっかりと</u> 理解 <u>すること</u> 。」	→以下に修正 「しっかりと理解する。」
p 258	下から 11～12 行目 「～とはいえない。 しかも、甲は棒による～」	→以下（改行なし）に修正 「～とはいえない。しかも、甲は棒による～」
p 262	上から 10 行目～11 行目 「はできないからである。 したがって、【問題 4】では～」	→以下（改行なし）に修正 「はできないからである。したがって、【問題 4】では～」
p 263	* 上から 7～8 行目 「 <u>すなわち</u> 、仮に、～」	→以下に修正 「仮に、～」
p 263	下から 1～2 行目 「らないのは～である。 誤想防衛と～」	→以下（改行なし）に修正 「らないのは～である。誤想防衛と～」
p 264	下から 7 行目 「 <u>最高裁</u> として初めて」	→以下に修正 「 <u>最高裁</u> が初めて」
p 265	下から 10 行目 「発射したので殺人罪が成立する」	→以下に修正 「発射したので殺人 <u>未遂</u> 罪が成立する」

p 354	上から 12 行目 「消滅させた者に対して <u>任意的</u> 減免」	以下に修正 「消滅させた者に対して <u>必要的</u> 減免」												
p 365	上から 12 行目 「中止犯の成立を <u>認</u> めている」	以下に修正 「中止犯の成立を <u>否</u> 定している」												
p 420	図上から 3 行目	→以下に修正												
	<table border="1"> <tr> <td>犯罪共同説</td> <td>行為共同説</td> </tr> <tr> <td>犯罪</td> <td>行為</td> </tr> <tr> <td><u>数人数罪</u> (集団行動～)</td> <td><u>数人一罪</u> (個人行動～)</td> </tr> </table>	犯罪共同説	行為共同説	犯罪	行為	<u>数人数罪</u> (集団行動～)	<u>数人一罪</u> (個人行動～)	<table border="1"> <tr> <td>犯罪共同説</td> <td>行為共同説</td> </tr> <tr> <td>犯罪</td> <td>行為</td> </tr> <tr> <td><u>数人一罪</u> (集団行動～)</td> <td><u>数人数罪</u> (個人行動～)</td> </tr> </table>	犯罪共同説	行為共同説	犯罪	行為	<u>数人一罪</u> (集団行動～)	<u>数人数罪</u> (個人行動～)
	犯罪共同説	行為共同説												
犯罪	行為													
<u>数人数罪</u> (集団行動～)	<u>数人一罪</u> (個人行動～)													
犯罪共同説	行為共同説													
犯罪	行為													
<u>数人一罪</u> (集団行動～)	<u>数人数罪</u> (個人行動～)													
p 536	上から 2～3 行目 「でない者には <u>犯罪</u> には犯罪は」	→以下に修正 「者には犯罪は」												
p 539	上から 8 行目 「65 条 <u>2</u> 項が適用され」	以下に修正 「65 条 <u>1</u> 項が適用され」												

- 初刷で大きな誤植を出してしまい、申し訳ございません。
お買上げ頂いた皆様に、心よりお詫びを申し上げます。

頁数	修正箇所（初刷・2刷）	修正後（3刷）
2刷 p 253 (初刷 p 251)	本文上から 9 行目～10 行目 「 <u>急迫不正の侵害を誤認したことの過失</u> があるか否かを検討し、 <u>過失</u> があれば傷害罪が成立し、 <u>過失</u> がなければ不可罰」	→以下に修正 「 <u>違法性の意識の可能性</u> があるか否かを検討し、 <u>違法性の意識の可能性</u> があれば傷害罪が成立し、 <u>それ</u> がなければ不可罰」

p 356	【問題 3】 本文 2 行目 「叔父宅」	→以下に修正 「叔父 <u>W</u> 宅」
p 356	【問題 3】 本文 2～5 行目 (4 箇所) 「 <u>甲</u> 宅」	→以下に修正 「 <u>W</u> 宅」
p 545	本文上から 16～17 行目 「 <u>非身分者が (業務性のない単なる) 占有者</u> に加担した場合に横領罪の共同正犯しか成立しないこと (【問題 8】 の場合)」	→以下に修正 「 <u>(業務性のない単なる) 占有者が業務上占有者</u> に加担した場合に横領罪の共同正犯しか成立しないこと」

※初刷→2刷の訂正の際に一部の頁数に変更になっております。申し訳ございません。上掲表の「頁数」では、初刷と2刷の頁数に齟齬がある場合、両方の頁数を挙げております。

※2023年の刑法改正により、「強制わいせつ罪」と「準強制わいせつ罪」が統合されて「不同意わいせつ罪」に、「強制性交等罪」と「準強制性交等罪」が統合されて「不同意性交等罪」になりました(178条は削除されました)。この修正は増刷では対応いたしません。改訂版を出す際に対応させていただきます。

頁数	修正箇所 (3刷)	修正後 (4刷)
p 196	【問題 5】 本文 4～5 行目 「Vは石のような物を手に持って <u>V</u> に殴りかかってきたので、甲は」	→以下に修正 「Vは石のような物を手に持って <u>甲</u> に殴りかかってきたので、甲は」